令和４年度　井関小学校　いじめ防止基本方針

１　目ざす子ども像

○かしこく　　（自ら学び続ける子、友達と高まりあえる子、人の話を聞き自分を表現する子）
○なかよく　　（素直で思いやりのある子、きまりが守れる子、人のためにはたらく子）
○たくましく　（明るく元気な子、健康に気をつける子、難しいことにも挑戦しあきらめない子）

２　組織

【家庭・地域等との連携】
○ＰＴＡ
○学校運営協議会
○地域協育ネット
○青少年健全育成協議会
○民生委員・児童委員
○清光園　○児童クラブ

⇔

【いじめ対策委員会】
校長、教頭、生徒指導主任、　教育相談担当、養護教諭、　担任、ＳＣ

教育委員会（指導主事等）
いじめ対策サポートチーム

⇔

【関係機関】
○警察
○児童相談所
○こども未来課
○要保護児童対策地域協議会
○子どもと親のｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ

⇧　⇩　⇧

児童理解の会 ⇨ 職員会 ⇦ ケース会議

３　未然防止（自己有用感、学力、規律）

学校はいじめ防止に向けて、児童が互いに心を通じ合わせることができるようコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

①生徒指導・教育相談の充実・強化
- 生活目標を生かした指導の充実
- 児童理解と個別支援の推進(児童理解の会)
- 教育相談週間(年２回程度)
- SC との連携（教育相談、職員研修）

②児童間の人間関係づくり
- 縦割り班活動を生かした指導の充実(児童集会、掃除、ふれあい遊びなど)
- Fit やアンケートによる情報収集

③認め合い、支え合い、学び合う姿勢を大切にする授業づくりの推進
- 教員や児童、保護者による多面的な授業評価、ユニット型研修による授業力の向上
- 学習の手引きや家庭学習の手引きによる学習規律や習慣の定着

④家庭・地域社会との連携
- 清光園との連絡協議会(毎学期１回程度)
- 地区懇談会や見守り隊との連絡会の実施
- 放課後児童クラブとの情報交換
- 阿知須地域協育ネットによる地域での子ども育成

⑤校種間連携の充実
- 阿知須幼稚園、あじす保育園、阿知須小学校との連携（幼保小連絡協議会）
- 阿知須中学校、阿知須小学校との連携（小中連絡会協議会、小中合同研修会）

⑥人権教育、道徳教育の推進
- 人権参観日、人権講演会の実施
- 人権ポスターや標語の作成

４　いじめの早期発見（多くの目で　多面的に　組織で）

児童に関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は週１回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①気軽に相談できる教育相談体制の整備
- 定期的な教育相談週間の設置
- 週１回の生活アンケートの実施

②多面的な情報収集と児童理解
- 週１回の生活アンケートや日記等の活用
- 児童と共にいる時間の確保（ふれあい遊び）
- 児童理解の会による情報共有
- 不登校早期対応カードの利用

③病気以外の理由で欠席の続く児童への対応
- 欠席１日目は、家庭連絡
- 欠席２日目は、家庭訪問
- 欠席３日目（断続欠席５日目）は、家庭訪問、本人確認、保護者懇談、不登校早期対応カード

④家庭・地域との連携
- 定期的な学校公開
- 学校評価アンケートの実施とその公表等、積極的な情報発信

⑤研修の充実
- 教職員のいじめの認知力を高める研修
- SC や SSW 等と連携した組織的・計画的な研修

５　いじめの早期対応

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

①　情報を受けた教職員は第一通報者から事実確認
通報者の思いの共感的理解と事実確認

②　報告・連絡・相談＋記録（5W1H）
情報を受けた教職員は、担任、生徒指導主任→校長・教頭

③「いじめ対策委員会」の開催　→　教育委員会に報告　〔いじめ速報カード提出〕（24 時間以内）
情報集約、情報の共有
児童・保護者への対応（被害児童・加害児童・傍観者等）
調査方針や分担の決定
状況に応じて、関係機関等と連携を図る

④ 当事者・周囲からの聴取（調査）
被害児童、加害児童、及び周囲の児童から聴取

⑤ 職員会議の開催（必要に応じて）
全教職員への周知と共通理解
今後の対応策の検討と役割分担

⑥ いじめ解消に向けた取組

⑦ 継続指導　経過観察　再発防止に向けた取組
【児童、保護者への対応】

被害児童への指導・支援	加害児童への指導・支援	学級（周りの児童）への指導
共感的理解、ＳＣ等による心のケア 家庭訪問 緊急避難（相談室、欠席）	謝罪について ＳＣ等による心のケア	同調者や傍観者を出さない 仲間の問題は自分の問題としてとらえる いい面を見つけ、認め合う

⇔

関係機関等との連携

６　いじめの重大事態への対応

事案の重大性を踏まえ、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で、「いじめ対策委員会」を中核として迅速・的確かつ組織的な対応を行う。

【重大事態とは】

ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）

イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に教唆に着手）

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

《学校を調査主体とした場合》

① 学校の設置者（山口市教育委員会）に重大事態の発生を直ちに報告

② 「いじめ対策委員会」を中心にサポートチーム等と連携しながら対応
- 重大事態に至る要因となった事実関係を明確にするための調査の実施。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供。
- いじめている児童及びその保護者への対応。

③ 調査結果を学校設置者（山口市教育委員会）に報告。

④ 調査結果を踏まえた必要な措置（保護者説明会の実施等）

《学校の設置者が調査主体となる場合》

○ 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

7　いじめ防止指導計画（P:計画　D:実行　C：点検　A：修正　　矢印：サイクルを示す）

４月		○前年度からの引継事項による児童理解 ○「大丈夫ですか⁉子供たちのケータイ・スマホ」冊子の配布 ●第１回いじめ対策委員会 ・学校の基本方針の確認 ・情報の共有化と記録に蓄積について ・前年度からの引継事項による児童理解 ・学年、全校の共通実践を ・いじめ速報カードについて	○毎日の集団登校、小集団下校
５月	D	○仲間さがし集会・１年生を迎える会（児童集会） ・縦割り班活動による人間関係つくり ○教育相談週間	○週１回生活アンケートの実施
６月	C	○地区懇談会 ○メディアリテラシーについての授業（ケイタイ教室） ４～６年生	○年２回教育相談週間の実施
７月		○幼保小連絡協議会 ○第２回いじめ対策委員会 ・１学期の反省と２学期以降の方向付け	○教職員による週１回児童理解の会の実施
８月	A	○校内研修会 ○小中合同研修会 ○人権ポスター・標語作成	○学期１回程度清光園との連絡協議会の実施
９月	P	○運動会 ○いじめ撲滅標語作成・掲示（全校児童） ●学校評価アンケート１回目	○年２回SC･放課後児童クラブの先生を交えた、いじめ対策委員会の実施
１０月	D C	○いじめ防止・根絶強調月間 ・全校朝会での啓発活動 ○人権後援会への参加 ○教育相談週間	○学期１回程度放課後児童クラブとの連絡協議会の実施
１１月	A	○学習発表会 ○人権教育参観日（道徳授業の公開） ○教育講演会	○ケース会議(適宜)
１２月	C	●第３回いじめ対策委員会 ・教職員のいじめの認知を高める研修 ・学校取組の点検、評価 ●取組評価アンケートの実施 ○人権週間	○異年齢集団による縦割り班活動 （そうじ・あそび）
１月		○新年の決意 ○縦割り班集会（大なわとび大会） ●学校評価アンケート２回目	○チャレンジ目標 ・挨拶、返事、言葉遣い
２月	P	○幼保小連絡協議会	
３月		○児童集会（6年生を送る会） ○小中連絡協議会 ●来年度の取組の計画	